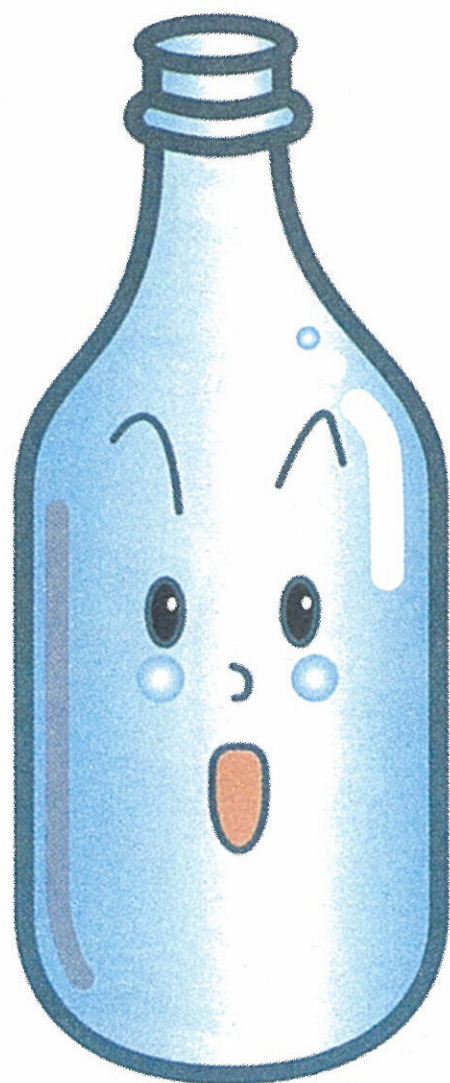


あきびん の出し方



1 キャップなどをはずす

びんのキャップや王冠、コルクなどは必ず取り除いてから出してください。



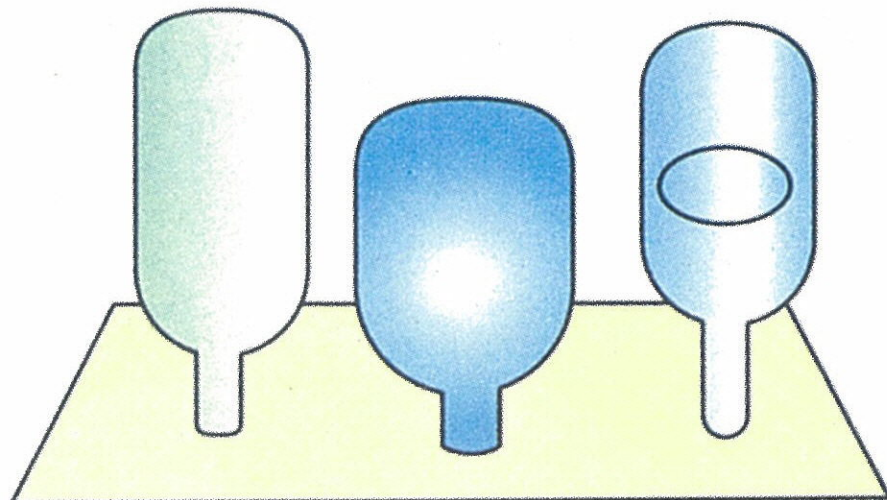
金属類のキャップは「その他不燃ごみ」に出してください。
プラスチック類のキャップは「可燃ごみ」に出してください。

2 中身をよくゆすいで水を切る

びんの中身はゆすいで出すのがリサイクルのマナーです。洗わずに出すと、悪臭などの原因となってしまいます。必ず洗ってから出しましょう。



3 乾かします



4 「ビンとペットボトル」の日に分けて出す



の表示がペットボトルです!



ビン

ビールびんなどは購入店へ
 ビールびんや一升びんなどは、リターナブルびん(生びん)という種類のびんです。これは、洗うだけで再利用できる規定サイズのびんのことです。ごみ収集に出すよりも、できるだけ購入店に引き取ってもらいましょう。

ごみの持ちこみについて

環境処理センターへ持ちこむ場合

芦屋市内の家庭から発生したごみに限ります。

- 枝や木切れは、長さ50センチ 直径10センチ以内に切ってからお持ちこみください。
- 木の根は受け付けません。
- 引越しの時などに不用になったごみも持ちこめます。
- 備え付けの用紙に、ごみを排出される方の住所、氏名、押印が必要です。
- 受け付け時間
 月曜日から金曜日(祝日含む)
 午前9時~11時30分 午後1時~4時30分
 土曜日
 午前9時~昼12時30分
- 手数料
 100kgまで700円
 (以後100kgまでごとに700円加算します。)
 持ちこむごみは、10kgまで無料です。
 (計量します。)
 現金でお支払いください。
 (少額貨幣をご用意ください。)
- 家電4品目は別途扱いです。
- タイヤ・バッテリー・危険物・有害な薬品は受け付けません。
- 職員の指示に従ってください。



問い合わせ:
環境施設課 ☎32-5391

芦屋市環境処理センターの運転状況結果 (平成13年度) (運転状況および、各種調査・測定を実施した結果をお知らせします)

1 焼却灰熱収減量 単位: %

項目	年平均値	規制値
熱収減量	2.72	10.00

2 騒音・振動・臭気 単位: dB

(1) 騒音

区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値
	境界内	境界外	
測定日	H13.10.31~11.1		-
昼間8時~19時	33	31	60
夜間19時~翌8時	27	26	55

(2) 振動

区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値
	境界内	境界外	
測定日	H13.10.31~11.1		-
朝6時~8時	48	50	50
昼8時~18時	49	51	60
夕18時~22時	44	46	50
夜22時~翌6時	45	45	45

(3) 悪臭

区分	環境処理センター敷地境界
測定日	H13.10.31
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内
臭気強度	臭気強度1

3 大気環境調査

区分	単位	打出浜小学校	高浜町9高層	規制値
測定日	-	H13.10.31~11.1	H14.2.20~21	H13.10.31~11.1
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.014	0.055	0.014
二酸化硫黄	ppm	0.005	0.012	0.003
二酸化窒素	ppm	0.043	0.051	0.040
一酸化窒素	ppm	0.040	0.058	0.019
塩化水素	ppm	0.015	0.010	0.012

4 排出ガスの排出濃度

区分	単位	1号炉				2号炉		基準値
測定日	-	H13.5.30	H13.7.10	H13.11.26	H14.3.5	H13.9.11	H14.1.22	-
ばいじん	g/m ³	<0.002	<0.002	<0.002	<0.003	<0.002	<0.003	0.02
硫酸酸化物	ppm	5	4	<2	<3	4	2	20
窒素酸化物	ppm	<16	47	34	35	19	35	60
塩化水素	ppm	9	13	18	9	16	13	25

5 排ガス中のダイオキシン類 単位:等価換算値 ng-TEQ/m³

区分	1号炉	2号炉	ガイドライン目標値	規制値
測定日	H13.5.30	H13.9.11	-	-
ダイオキシン類	0.014	0.011	0.50	1.00

6 焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類 単位:等価換算値 ng-TEQ/g

区分	焼却灰	バグ灰	規制値
測定日	H13.9.11		-
ダイオキシン類	0.000075	0.28(※)	3

※バグ灰は、薬剤処理をしているため、基準(規制値)を適用しない。

粗大ごみ

申込から収集まで

昨年十月から実施しました粗大ごみの収集・処理の有料化につきましては市民のみなさま方のご協力によりまして、順調に定着しつつあります。粗大ごみの収集までの流れと、この間市民のみなさまからいただいた質問につきまして、代表的なものを説明させていただきます。

◎粗大ごみの受付

粗大ごみを出したい時は、まず電話で申し込んでください。

電話 ☎2166

●申し込む

- ① 申込者の電話番号・住所・氏名
- ② 出される場所
- ③ 出される粗大ごみの品目とその引取り額に応じて必要な粗大ごみ処理券(シール)の数を確認します。
- ④ 出される日時

●粗大ごみ処理券を買う

これらを確認して受付終了。シールは一枚三百円です。

市役所売店・ラポルテサービスコーナーやお近くの、スーパー・コンビニエンスストア・酒店等で売っています。申込時に必要な枚数と販売店を確認してください。

●当日に出す

午前八時三〇分までに、シールに氏名を記入し、必ず貼って、出しておいてください。

◎市民の方からの、ごみについての問い合わせについてお答えします。

質問 粗大ごみとその他不燃ごみの区別がよくわからない。

答え おたずねのあった事例に即してお答えしています。

質問 粗大ごみⅡ破碎処理を要するもの又は一辺がおおむね五〇cm以上のものをいいます。

質問 おおきな傘は粗大ごみですか。

答え そのままだと粗大ごみ扱いになりますが、半分に折つ

ていただくと、その他不燃ごみで収集いたします。

質問 ふとんはどうすればいいですか。

答え 粗大ごみです。ふとんは二枚までが三百円です。ひも等ではばって、シールを貼って出してください。

質問 電池はどうすればいいですか。

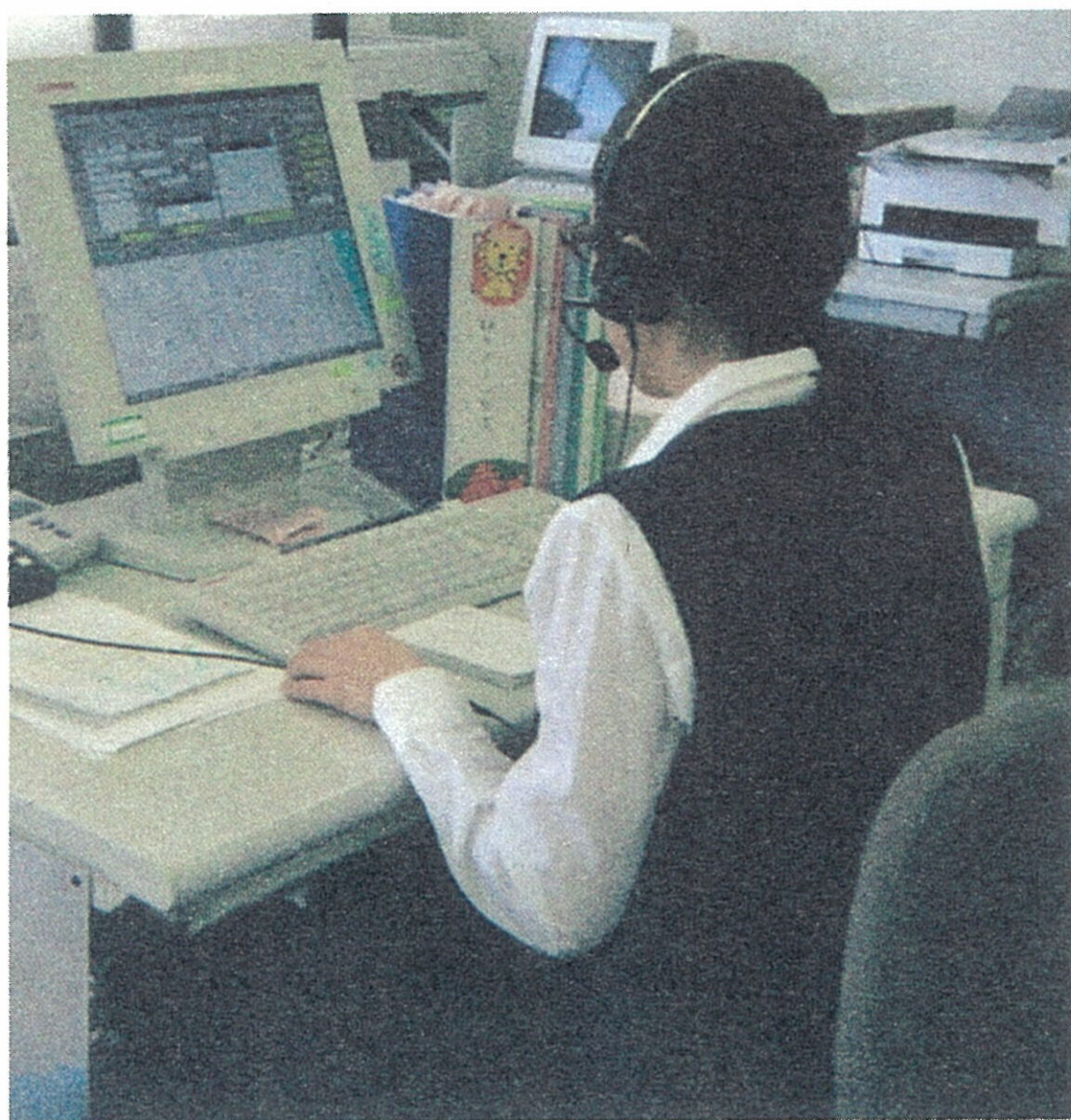
答え ①水銀電池は販売店へ
②ニカド電池は回収箱へ
その他電池はその他不燃ごみです。

質問 消火器はどうすればいいですか。

答え 市では収集しません。取扱店へ依頼してください。(有料)

質問 電気製品はすべて収集できないのですか。

答え 「家電リサイクル法」により「家電四品目(テレビ)」「エアコン」「冷蔵庫」「洗濯機」については、最寄の電気商業組合芦屋支部加盟店で取扱っています。市ではそれ以外の電気製品については粗大ごみとして収集します。



粗大ごみの受付は、☎22-2166
受付時間は…月曜日から金曜日の
午前9時から12時まで
午後0時45分から4時まで

ごみは分別して出しましょう

燃えるごみ	不燃ごみ			収集できないごみ 有料です
	カンの日 第2週・第4週に 収集	ビン・ペットボトルの日 第3週に収集	その他不燃ごみの日 第1週・第5週に 収集	
<p>生ごみ類 革製品 紙くず類 プラスチック類 木くず類 布類</p> <p>ペットボトルのみ第3週「ビン・ペットボトルの日」に出してください。</p> <p>●生ごみ類は、水をよくきってください。 ●木くず類は、長さ50cm以内直径10cm以内に切ってから出してください。 ●新聞、雑誌、ダンボール、ポロ布類などの資源ごみは、地域の集団回収に出してください。 ●牛乳パックは、回収箱または地域の集団回収に出してください。</p>	<p>鉄缶・アルミ缶類 (ジュース缶・ビール缶・缶詰) など</p> <p>●中身を出し、水洗いしてから出してください。 ●空き缶などの資源ごみは、地域の集団回収に出してください。</p>	<p>ジュースのビン (調味料のビン) など</p> <p>飲料用、酒類用、しょうゆ用などのペットボトル</p> <p>※ビンとペットボトルは別々の袋に入れて、分けて出してください。</p> <p>●栓やふたなどは、必ず取ってから出してください。 ●中身を出し、水洗いしてから出してください。 ●ビールビンや一升びんは、販売店へ返してください。</p>	<p>ガラス類…電球・ガラス・鏡・コップなど 鉄 類…なべ・フライパン・やかん・スプレー缶など 陶器類…茶わん・植木鉢・せともの類など その他…カミソリなど</p> <p>乾電池類(ニカド電池をのぞく) [中身の見える別袋に入れて出してください]</p> <p>スプレー式容器 [整髪料・殺虫剤・卓上ガスボンベなどは中身を使い切ってから風とおしのよい場所で穴をあけ、袋に入れてください]</p> <p>ガラス・せともの(割れたものを含む) [厚紙などで包んで、袋に入れてください]</p>	<p>取扱い店</p> <p>消火器 森本商店 ☎22-4803</p> <p>土砂ブロック 足立商店 ☎23-0566</p> <p>タイヤ 芦屋ドライブショップ ☎23-0318</p> <p>朝日石油芦屋給油所 ☎32-1024</p> <p>芦屋石油第2阪神給油所 ☎31-3239</p> <p>三協石油芦屋南販売所 ☎31-0140</p> <p>ガソリンオイル 西村オートオアシス芦屋 ☎32-1501</p> <p>廃油 タイヤ バッテリー ニチマル阪神芦屋給油所 ☎23-2171</p> <p>北興石油ホワイトカープラザ東山 ☎34-0122</p> <p>その他最寄のガソリンスタンドにお尋ね下さい</p>

考えよう！ ペットの飼い方とマナー

飼い主としてのマナーを守りましょう！

犬や猫に関する苦情や相談が、県や市に数多く寄せられています。ペットのしつくと、ふんの始末は、飼い主としての当然の義務です。ペットを飼っている人は、今一度、周囲に迷惑をかけていないか点検し、マナーを守った飼い方を心がけましょう。

犬を飼ったら！

●犬を飼うには、登録と狂犬病予防注射が必要です。

●犬を飼った場合は、必ず予防注射を受けさせ、市に登録しましょう。又、鑑札と注射済票は必ず犬につけておきましょう。鑑札がついていれば、犬が迷子になったときも、飼い主を調べる事が出来ます。

●登録を済ませた犬が死亡したり所有者や所在地が変更した場合は届出が必要です。

●犬は責任をもって終生飼いましょう。もし、どうしても犬を飼えなくなった場合は、新に飼い主を見つけるよう努力しましょう。

●必要のない子犬は増やさないようにしましょう。

●子犬を増やすつもりが無い場合は、不妊去勢手術を受けさせましょう。

●適正な管理を心がけましょう

散歩の時は必ずリードを！

犬が大好きな人もたくさんいますが、犬が苦手な人もたくさんいます。散歩の時は、必ずリードをしてください。

ペットのふんは必ず持ち帰りましょう！

ペットのふんを放置することは、マナー違反だけでは済みません。ハエやウジ虫など、衛生害虫の発生源の一つにもなっています。

ペットのふんは、トイレトペーパーなどに溶ける紙に包み、ご家庭のトイレに流してください。



犬の運動・散歩時のフンは必ず後始末をしましょう。運動・散歩の前に排便・排尿を済ませるのが理想的です。

犬の鳴き声に注意を！ 特に、夜間や早朝の犬の鳴き声は、飼い主は気にならなくても、周囲の人には迷惑になる場合がありますので、普段から、正しいしつけを心がけましょう。

犬・猫の引き取り制度

兵庫県動物の保護及び管理に関する条例では、動物がみだりに繁殖して飼主としての責任が果たせない恐れがあるときは、去勢・避妊などの繁殖を防止する措置を講じるよう努めることとされています。また、生まれた子犬や子猫を、飼えな

いからといって安易に捨てることは決して許されることはありませんし、動物への虐待として罰せられることがあります。

そのため、県や市では犬や猫の引き取り制度を実施しています。やむを得ず飼えなくなった動物は、絶対に捨てずに、この制度を利用してください。

犬の引き取り

●日時
火曜日 午前九時～正午
木曜日 午後一時～五時
※祝日の場合は除きます。

場所

兵庫県動物愛護センター(案内図参照)

●詳細はお問い合わせください。

費用

●生後九日以上以上の犬は、一匹につき一、七〇〇円。
●生後九〇日以下の犬は、一〇匹まで一、七〇〇円。

持参するもの

●①犬の鑑札 ②最新年度の注射済票
ただし、生後九〇日以下の犬は不要です。

猫の引き取り

日時

●毎月第三水曜日 午前九時三〇分～一〇時(ただし、八月二日は八月二八日に、平成一五年一月一五日は一月二二日に変更します。)

場所

市役所南館玄関横

費用

●生後九一日以上の猫は、一匹につき一、七〇〇円。
●生後九〇日以下の猫は、一〇匹まで一、七〇〇円。

●飼主のいない拾得猫は無料です。

●※県動物愛護センターに直接持ち込む場合は、毎週水曜日午前一〇時～一時

死獣の引き取り

●手続き

●開庁日 午後二時三〇分までに市環境管理課(☎2050)へご連絡ください。

●閉庁日 市役所(☎2121)へご連絡ください。

●※持ちこまれる場合は、開庁日の午前九時から午後五時(二時から一二時四十五分を除く)に環境管理課までお越しください。

●用意するもの

●飼犬の場合は、犬の鑑札と最新年度の注射済票(引き取り、持ち込みとも)をご用意ください。

●引き取り

●開庁日 午後二時三〇分から四時まで職員が引き取りに伺います。

●閉庁日 土・日曜日の場合は、月曜日の午後二時三〇分から四時までに引き取りに伺います。

●長期休日(大型連休又は年末年始など)の場合は、別途広報でお知らせします。

●費用

●飼主のいる動物
大型犬等(動物) 一匹 三、〇〇〇円
中型犬等(動物) 一匹 二、五〇〇円
小型犬等(動物) 一匹 二、〇〇〇円

●問い合わせ

兵庫県動物愛護センター
☎06-6432-4599



空き缶やタバコの吸い殻等のポイ捨てはやめましょう

ごみの減量とごみのポイ捨てを防止するために、4月に市内の全てのバス停からごみ箱と灰皿を撤去して約2ヶ月経過しました。

いまのところ、市民の皆様のご協力により、一部のバス停を除き、ほとんどのバス停でごみのポイ捨てがなくなりました。

市民の皆様のご協力にお礼申し上げます。

ごみのポイ捨て防止には市民の皆様のご理解とご協力が必要です。今後ともゴミのない清潔なまちづくりに、ご協力いただきますようお願いいたします。

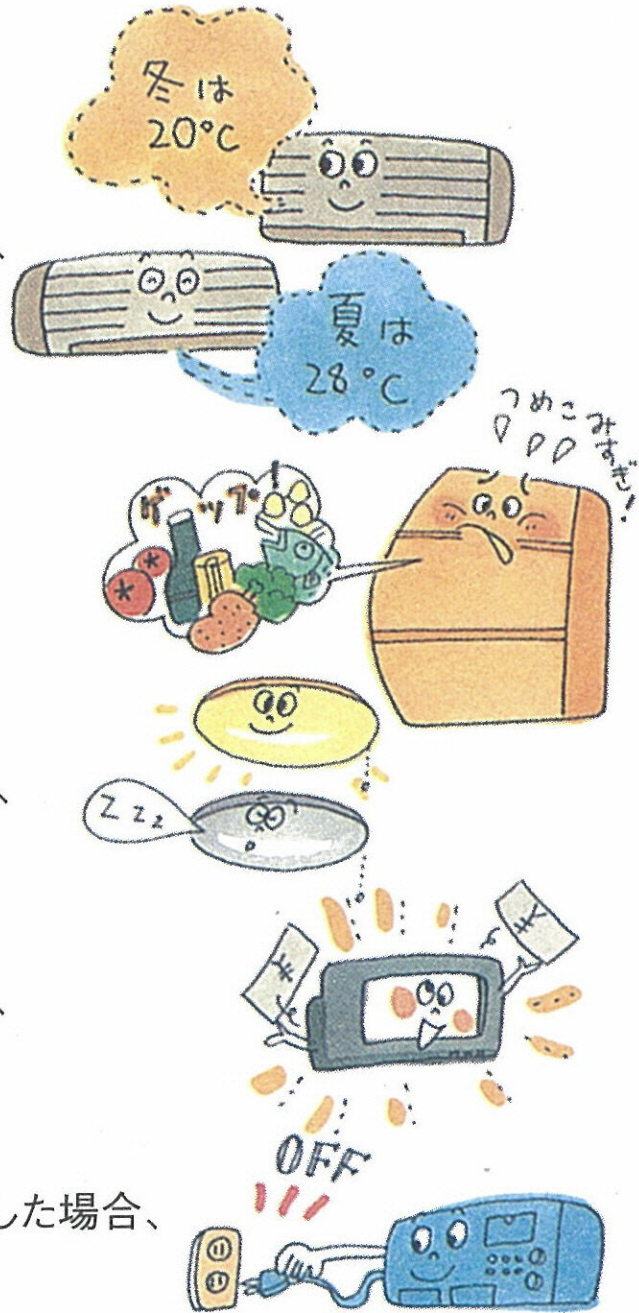


6月は環境月間

見直そう 今までの暮らし 考えよう これからの暮らし

電気製品の省エネルギーとその効果

- エアコン
冷房の設定温度を1℃上げた場合、年間約41kWh、約918円の節約。
つけっぱなしを1日1時間短縮した場合、年間約49kWh、約1,098円の節約。
- 冷蔵庫
効率的な使用をした場合、年間約21.6kWh、約484円の節約。
- 照明器具
こまめに消灯した場合、年間約84.3kWh、約1,888円の節約。
白熱電球1個を蛍光灯に付け替えた場合、年間約73kWh、約1,635円の節約。
- テレビ
つけっぱなしを1日1時間短縮した場合、年間約51kWh、約1,142円の節約。
- 待機時消費電力
電気製品のスイッチをこまめにオフにした場合、年間約106kWh、約2,374円の節約。



年間合計425.9kWhの節電(CO₂に換算して51.11kg-Cの削減)9,539円の得
※この金額は、使用する機器の種類や使用方法、使用環境によって変わりますので、大体の目安にしてください。
資料:(財)省エネルギーセンター「省エネ講座」

私たちが二酸化炭素の排出を抑えるためにできることは、環境にやさしい買い物を心がける、ごみを出さない、省エネルギーに取り組む、自動車の使用を控える、などが挙げられます。

家庭から排出される二酸化炭素の約半分は、電力消費量が原因といわれています。

最近、電気製品の大型化や多機能化が進み、依然として電力消費量が大きな製品もあります。

家庭内の電力消費に大きな割合を占めているのが、「エアコン」「冷蔵庫」「照明」「テレビ」です。

六月五日は「環境の日」

左表は、「電気製品の省エネルギーとその効果」です。

電気製品の使用方法や購入時の意識を少し変えるだけで、二酸化炭素発生量を減らせる上、電力使用料も少なくなり、家計の節約にもなります。

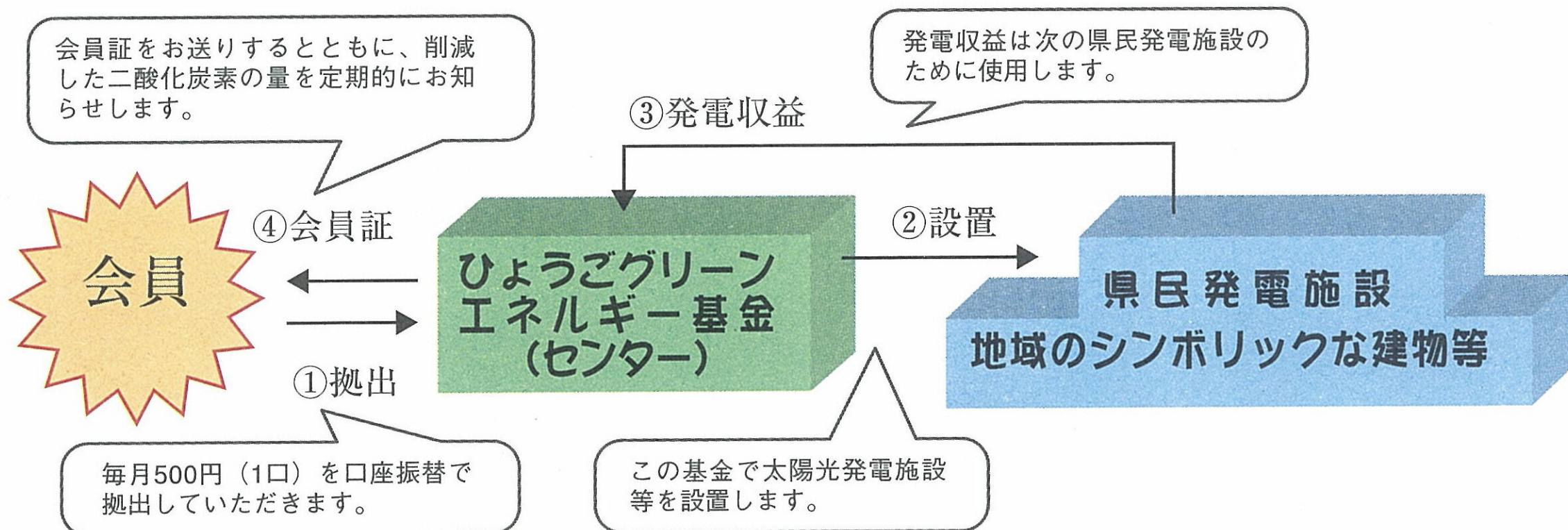
こうして私たちが、今までの暮らしを見直し、環境のことを考えたこれからの暮らしを心がければ、地球温暖化防止の一助となり、地球の未来を創り出すことにつながります。

私たちが、家庭で電気やガス、水道を使ったり、自動車を使用することによって資源エネルギーを消費し、その結果として、二酸化炭素(CO₂)等が発生させてしまい地球温暖化などの環境問題を引き起こしています。

まずは、私たちの身のまわりの環境のこと、地球のことをあらためて考え、身近にできることを、今日から始めてみませんか。

問い合わせ 環境管理課 ☎2051

◆基金のしくみ◆



ひょうごグリーンエネルギー基金 会員募集中

環境にやさしいエネルギー(グリーンエネルギー)を県民の手で普及させるため、基金を設け県民・事業者の参加で少しづつ拠出いただいた会費(一月あたり一口五百円)で県内各地に太陽光発電施設等の設置を進めるものです。

問い合わせ
兵庫県地球温暖化防止活動センター
☎078-735-2738

毎月二十日はノーマイカーデー 六月は自動車公害防止月間

もっとも身近な交通手段である車のこの便利な車も燃料消費によって地球温暖化を進行させています。

そこで、毎月二十日を「阪神地域ノーマイカーデー」として、マイカー通勤の自粛などを呼びかけています。

特に、六月は自動車公害防止月間でもあるため、阪神地域ノーマイカーデー強化月間として取り組んでいきます。



ノーマイカーデー当日は、自動車の利用を控え、特に通勤には、電車・バス・自転車などを利用しましょう。

また、近くの買い物などには、徒歩や自転車で行き、遠くへの外出には公共交通機関を使いましょう。

駐停車中は「アイドリング・ストップ」の実行を

また、車を停止しているときは、不必要なエンジンを止める「アイドリング・ストップ」に協力しましょう。荷物の積み下ろしや人待ちしているときなどは、アイドリング・ストップを実行することで燃料を節約し、排ガスを減らすことができます。

これら燃料の消費量を少なくすることが、石油エネルギーの節約になり、地球温暖化の防止にも役立つこととなります。

一人ひとりの心がけで、少しでも多くのことを実践し、みんなで地球を守りましょう。

コンビニエンスストア等で買物をするために自動車から離れる場合は、エンジンを止めましょう。



車を運転されるみなさんへ

道路利用者の交通マナー(制限速度の遵守、急発進、急停止の防止、過積載の防止等)によっても自動車騒音等の低減効果があります。

現在、国道四十三号沿道地域の環境改善に向けた取組みとして、大型貨物自動車等は、夜間(二十二時～翌六時)、中央より車線を走行するようになっています。また、阪神高速三号神戸線を通行する大型車においては、通行料金を格差を設け、阪神高速五号湾岸線へ「う回」していただく「環境ロードプライシング」を試行的に実施しています。

ご協力をお願いします。

